

1. 予算

(1) 調査費及び調査費補助等

PFI推進方策の検討の総合調整に必要な経費（経企庁）

地域づくりでのPFI手法の活用方策の調査検討、普及啓発（国土庁） 等

(2) 事業費補助

留学生宿舍（文部省）、一般廃棄物処理施設（厚生省）、卸売市場（農水省）、新エネルギー関連施設（通産省）等の整備
市街地再開発、都市公園、公営住宅の各事業（建設省）

2. 無利子融資制度

日本政策投資銀行を通じた無利子融資の創設

・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、水道施設（厚生省）、観光施設（運輸省）

港湾整備特別会計からの無利子融資の創設

・公共荷さばき施設等、放置艇対策施設（運輸省）

民間都市開発推進機構による無利子融資（建設省）

道路開発資金による駐車場、有料道路整備等への無利子融資（建設省）

3. 財政投融资

日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備融資制度」による融資

・対象施設の拡充 = 産業廃棄物処理施設、水道施設（厚生省）、教育文化施設（文部省）

・対象事業の施設限定解除、金利引き下げ（通産省）、融資比率の弾力措置の延長（通産省、運輸省、郵政省）

土地区画整理事業における用地先行取得に対する融資（建設省）

4. 税制改正

選定事業の用に供される施設等に係る税制改正要望を行う。

・国税 登録免許税の非課税、準備金制度の創設、特別償却制度の創設

・地方税 不動産取得税の非課税、固定資産税の特例、事業所税の特例、都市計画税の特例

平成12年度PFI関連要求一覧

1. 予算

省庁名	事業名	概要	12年度 要求	11年度 予算
総理府	民間資金等活用事業推進委員会 経費	民間資金等活用事業推進委員会の運営及びPFI推進に関する調査。	39 百万円	-
経企庁	国民生活安定対策等経済政策推進費	PFI推進方策の検討の総合調整に必要な経費。 (必要に応じて各省庁に移替え)	500 百万円	500 百万円
	民間資金等活用事業推進に必要な経費	PFI手法を用いた公共施設等の整備等に係る具体的な契約手法等の専門的事項についての調査検討。	15 百万円	15 百万円
環境庁	国立公園地域連携強化対策事業費	国立公園管理にかかる国と地域社会等との連携のあり方の調査検討。(PFIの導入可能性についても検討)	30 百万円	-
国土庁	国土情報整備調査費	地域づくりでのPFI手法の活用方策の調査検討、普及啓発。	101 百万円	-
外務省	PFIによる在外公館施設整備に係る調査	PFI手法による在外公館整備の実現可能性の調査検討。	10 百万円	-
文部省	留学生宿舍建設奨励金	留学生宿舍の整備に対する補助。	445 百万円 の内数	-
厚生省	廃棄物処理施設整備費補助	一般廃棄物処理施設の整備に対する補助。	169,211 百万円 の内数	152,465 百万円 の内数
農水省	卸売市場活性化推進事業	卸売市場の機能強化・統合大型化を図るための施設整備等に対する補助。	400 百万円 の内数	-
通産省	廃棄物発電導入技術調査等	廃棄物発電事業の推進のための調査、情報提供等を実施。	100 百万円 の内数	126 百万円 の内数
	環境調和型地域振興施設整備費補助	ガラスカレット再利用施設等のリサイクル関連施設の整備等を行う地方公共団体等に対する補助。	2,133 百万円 の内数	1,259 百万円 の内数

省庁名	事業名	概要	12年度 要求	11年度 予算
通産省	地域新エネルギービジョン策定等事業費補助	新エネルギー施設に係るビジョンの策定等（PFI手法によるFS調査等を含む）を行う地方公共団体等に対する補助。	393 百万円 の内数	393 百万円 の内数
	新エネルギー事業者支援	廃棄物発電施設、風力発電施設等の新エネルギー関連施設の整備等を行う民間事業者に対する補助。	5,821 百万円 の内数	3,700 百万円 の内数
建設省	市街地再開発事業	市街地再開発事業の施行者が、特定建築者制度の活用等を行う公共施設等の整備に対する補助。	16,072 百万円 の内数	16,496 百万円 の内数
	都市公園事業	民間事業者が整備する都市公園で、地方公共団体がその費用の一部を補助するものに対する補助。	169,333 百万円 の内数	-
	公営住宅整備事業	民間事業者が他の施設と複合して建設等を行う住宅を地方公共団体が借り上げ又は買い取り、公営住宅として供給する事業に対する補助。	4,189 百万円 の内数	2,244 百万円 の内数

注) 継続事業であっても、前年度PFI事業関係予算としての計上がない事業は(-)としている。

2. 無利子融資制度

省庁名	事業名	概要	金額	
			12年度要求	11年度予算
厚生省	日本政策投資銀行を通じた無利子融資（NTT-C）	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、水道施設への無利子貸付。	6,200 百万円	-
運輸省	日本政策投資銀行を通じた無利子融資（NTT-C）	観光施設への無利子貸付。	2,200 百万円	-
	港湾整備特別会計からの無利子融資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共埠頭における民間事業者による荷役機械、上屋等の港湾施設整備への無利子貸付。 ・ 放置艇の解消に寄与する、民間事業者による防波堤、係留棧橋、ボートヤード等の整備への無利子貸付。 	366,200 百万円の内数	-
建設省	民間都市開発推進機構による無利子融資	民間事業者が行う道路、公園等の整備に対する無利子貸付。（都市開発資金融通特別会計）	100 百万円	100 百万円
	道路整備特別会計からの無利子融資	民間事業者等が行う駐車場、有料道路整備等に対する道路開発資金の貸付。	20,000 百万円の内数	-

3. 財政投融资制度

省庁名	事業名	概要	金額	
			12年度要求	11年度予算
文部省	日本政策投資銀行による融資（民間資金活用型社会資本整備融資制度）（注）	教育文化施設を対象施設に新規追加。	349 百万円	-
厚生省		R D F 発電施設、一般廃棄物処理施設に対する融資（継続）。また、産業廃棄物処理施設、水道施設を対象施設に新規追加。	7,000 百万円	(11年4月～9月) 291,700 百万円の内数
通産省		R D F 発電施設、リサイクル施設、熱供給施設に対する融資（継続）。また、対象施設の限定撤廃、融資比率の弾力措置の延長及び金利の引き下げ。	7,300 百万円	
運輸省		港湾施設、観光施設、物流基盤施設に対する融資（継続）。また、融資比率の弾力措置の延長。	4,587 百万円	(11年10月～12年3月) 129,800 百万円の内数
郵政省		移動通信実験用サーキット施設への融資（継続）。また、融資比率の弾力措置の延長。	670 百万円	
建設省	土地区画整理事業への融資	土地区画整理組合等の業務代行者による用地の先行取得に必要な資金の一部に対する融資。（都市開発資金融通特別会計）	200 百万円の内数	200 百万円の内数

（注）「民間資金活用型社会資本整備融資制度」の概要（現行）

対象施設：

- ・ R D F 発電施設
- ・ リサイクル施設
- ・ 熱供給施設
- ・ 一般廃棄物処理施設
- ・ 移動通信実験用サーキット施設
- ・ 港湾施設
- ・ 観光施設
- ・ 物流基盤施設

金利：政策金利（当初3年間政策金利）

融資比率：開銀 50%、北東公庫 70%（但し、平成 11 年度末までの時限的措置として弾力的に対応を行う）

4 . 税制改正

(1) 国税

省庁名	対象施設	概 要
厚生省	一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 水道施設 医療施設 社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者が実施する選定事業の用に供される不動産の登記、選定事業者の商業登記及び選定事業の許可等に係る登録免許税の非課税 ・選定事業の終了時における選定事業の用に供された不動産の無償譲渡等による譲渡損失に備える準備金制度の創設 等
運輸省	公共荷さばき施設等 放置艇対策施設 観光施設 物流基盤施設	<ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者が実施する選定事業の用に供される不動産の登記、選定事業者の商業登記及び選定事業の許可等に係る登録免許税の非課税 ・選定事業の終了時における選定事業の用に供された不動産の無償譲渡等による譲渡損失に備える準備金制度の創設 ・選定事業の用に供される施設・設備等の特別償却制度の創設
郵政省	移動通信実験用サーキット施設	<ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者が実施する選定事業の用に供される不動産の登記、選定事業者の商業登記及び選定事業の許可等に係る登録免許税の非課税 ・選定事業の終了時における選定事業の用に供された不動産の無償譲渡等による譲渡損失に備える準備金制度の創設 ・選定事業の用に供される施設・設備等の特別償却制度の創設
建設省	道路、河川、公園、下水道等の本来公共が整備維持管理してきた施設	<ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者が実施する選定事業の用に供される不動産の登記、選定事業者の商業登記及び選定事業の許可等に係る登録免許税の非課税（検討中） ・選定事業の用に供される施設・設備等の特別償却制度の創設（検討中） 等
総理府	P F I 推進法の選定事業者の行う選定事業に係る施設	<ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者が実施する選定事業の用に供される不動産の登記、選定事業者の商業登記及び選定事業の許可等に係る登録免許税の非課税 ・選定事業の終了時における選定事業の用に供された不動産の無償譲渡等による譲渡損失に備える準備金制度の創設 ・選定事業の用に供される施設・設備等の特別償却制度の創設

(2) 地方税

省庁名	対象施設	概 要
厚生省	一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 水道施設 医療施設 社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定事業の用に供される不動産の取得に対する不動産取得税の非課税 等
運輸省	公共荷さばき施設等 放置艇対策施設 観光施設 物流基盤施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定事業の用に供される不動産の取得に対する不動産取得税の非課税 ・ 選定事業の用に供される土地、家屋及び償却資産の選定事業終了時までの間の固定資産税の特例 ・ 選定事業の用に供される施設等に係る選定事業終了時までの間の事業所税（資産割、新增設）の特例 ・ 選定事業の用に供される土地、家屋に係る選定事業終了時までの間の都市計画税の特例
郵政省	移動通信実験用サーキット施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定事業の用に供される不動産の取得に対する不動産取得税の非課税 ・ 選定事業の用に供される土地、家屋及び償却資産の選定事業終了時までの間の固定資産税の特例 ・ 選定事業の用に供される施設等に係る選定事業終了時までの間の事業所税（資産割、新增設）の特例 ・ 選定事業の用に供される土地、家屋に係る選定事業終了時までの間の都市計画税の特例
建設省	道路、河川、公園、下水道等の本来公共が整備維持管理してきた施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定事業の用に供される不動産の取得に対する不動産取得税の非課税（検討中） ・ 選定事業の用に供される土地、家屋及び償却資産の選定事業終了時までの間の固定資産税の特例（検討中） ・ 選定事業の用に供される施設等に係る選定事業終了時までの間の事業所税（資産割、新增設）の特例（検討中） ・ 選定事業の用に供される土地、家屋に係る選定事業終了時までの間の都市計画税の特例（検討中）
総理府	P F I 推進法の選定事業者の行う選定事業に係る施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定事業の用に供される不動産の取得に対する不動産取得税の非課税 ・ 選定事業の用に供される土地、家屋及び償却資産の選定事業終了時までの間の固定資産税の特例 ・ 選定事業の用に供される施設等に係る選定事業終了時までの間の事業所税（資産割、新增設）の特例 ・ 選定事業の用に供される土地、家屋に係る選定事業終了時までの間の都市計画税の特例